

●日本育英会法施行令 抄

(昭和五十九年八月七日)

(政令第二百五十三号)

改正 昭和六二年三月二五日政令第五九号  
同六三年三月二五日同第五三号  
平成元年三月二七日同第七〇号  
同二年三月三〇日同第七〇号  
同三年三月三〇日同第九三号  
同四年三月二七日同第七〇号  
同五年三月二六日同第六八号  
同六年三月三〇日同第一〇四号  
同六年七月一日同第二一九号  
同七年三月三一日同第一六七号  
同八年三月二七日同第六四号  
同八年六月一二日同第一七四号  
同九年三月二八日同第九五号  
同九年九月二五日同第二九一号  
同一〇年二月一八日同第二四号  
同一〇年三月二七日同第八七号  
同一〇年三月三一日同第一一五号  
同一〇年一〇月三〇日同第三五一号  
同一一年三月三一日同第一三一号  
同一二年三月二九日同第一二九号  
同一二年三月三一日同第一六四号  
同一二年六月七日同第三〇八号  
同一二年六月七日同第三三三号  
同一三年三月三〇日同第一二一号  
同一三年六月二九日同第二二二号  
同一四年七月五日同第二四九号  
同一四年一二月六日同第三六三号  
同一五年三月二六日同第七四号  
同一五年三月二八日同第一一二号  
廃止 同一六年一月七日同第二号

[独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）附則第十一条第一項及び第十五条の規定により、なおその効力を有するとされる。]

日本育英会法施行令をここに公布する。

日本育英会法施行令

内閣は、日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）第五条第一項、第十二条、

第二十二條第四項及び第五項、第二十三條並びに第二十四條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本育英会法施行令（昭和十九年勅令第二百七十一号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（第一種学資金の月額）

第二条 法第二十二條第一項の第一種学資金（以下「第一種学資金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分			月額	
高等学校	国立及び公立の高等学校		自宅通学のとき	一八、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	二三、〇〇〇円
	私立の高等学校		自宅通学のとき	三〇、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	三五、〇〇〇円
大学	国立及び公立の大学		自宅通学のとき	四四、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	五〇、〇〇〇円
	私立の大学	学部	自宅通学のとき	五三、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	六三、〇〇〇円
		短期大学	自宅通学のとき	五二、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	五九、〇〇〇円
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程		八七、〇〇〇円	
	博士課程		一二一、〇〇〇円	
高等専門学校	国立及び公立の高等専門学校	第一学年から第三学年まで	自宅通学のとき	二一、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	二二、五〇〇円
		第四学年及び第五学年	自宅通学のとき	四四、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	五〇、〇〇〇円

			とき	
私立の高等 専門学校	第一学年から第三学 年まで		自宅通学の とき	三二、〇〇〇円
			自宅外通学の とき	三五、〇〇〇円
	第四学年及び第五学 年		自宅通学の とき	五二、〇〇〇円
			自宅外通学の とき	五九、〇〇〇円
専修学校	国立及び公 立の専修学 校	高等課程	自宅通学の とき	一八、〇〇〇円
			自宅外通学の とき	二三、〇〇〇円
		専門課程	自宅通学の とき	四四、〇〇〇円
			自宅外通学の とき	五〇、〇〇〇円
	私立の専修 学校	高等課程	自宅通学の とき	三〇、〇〇〇円
			自宅外通学の とき	三五、〇〇〇円
		専門課程	自宅通学の とき	五二、〇〇〇円
			自宅外通学の とき	五九、〇〇〇円

備考

- 一 「高等学校」には、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校の高等部を含む（以下同じ。）。
- 二 「大学」には、別科を含まない（第七条を除き、以下同じ。）。
- 三 「学部」には、専攻科を含む。
- 四 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。
- 五 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（次条第一項第三号において同じ。）。
- 六 「高等課程」及び「専門課程」は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限二年以上の高等課程及び専門課程で文部科学省

令で定めるものに限る。

七 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。

八 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。

2 大学において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他教員に面接して授業を受ける方法が文部科学省令で定める方法による者に対する第一種学資金の月額については、前項の表大学の項下欄の規定にかかわらず、年当たりの合計額が八七、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して日本育英会（以下「育英会」という。）の定める額とする。

（昭六二政五九・平元政七〇・平三政九三・平四政七〇・平五政六八・平六政二一九・平七政一六七・平九政九五・平一〇政三五一・平一一政一三一・平一二政三〇八・平一三政一二一・平一五政七四・平一五政一一二・一部改正）

（返還の期限等）

第六条 法第二十二条第一項の学資金（以下「学資金」という。）の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した後二十年以内とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他の割賦の方法によるものとする。ただし、学資金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

2 第二種学資金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦その他の割賦による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。

3 学資金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠つたと認められるときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、育英会の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

（返還期限の猶予）

第七条 法第二十三条第二項の政令で定める事由は、高等学校、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の第二条第一項の表備考第六号に規定する高等課程若しくは専門課程に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。

（平四政七〇・平八政一七四・平一一政一三一・平一二政三〇八・一部改正）

（死亡又は心身障害による返還免除）

第八条 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。

3 育英会は、前二項の規定による学資金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（平一二政三〇八・一部改正）

(日本育英会債券申込証)

第十五条 日本育英会債券の募集に応じようとする者は、日本育英会債券申込証にその引き受けようとする日本育英会債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある日本育英会債券（次条第二項において「振替日本育英会債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該日本育英会債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を日本育英会債券申込証に記載しなければならない。

3 日本育英会債券申込証は、育英会が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 日本育英会債券の名称
- 二 日本育英会債券の総額
- 三 各日本育英会債券の金額
- 四 日本育英会債券の利率
- 五 日本育英会債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 日本育英会債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が日本育英会債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
- 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号  
(平一三政二二二・追加、平一四政三六三・一部改正)

(日本育英会債券原簿)

第二十条 育英会は、主たる事務所に日本育英会債券原簿を備えて置かなければならない。

2 日本育英会債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 日本育英会債券の発行の年月日
- 二 日本育英会債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、日本育英会債券の数及び番号）
- 三 第十五条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項
- 四 元利金の支払に関する事項  
(平一三政二二二・追加、平一四政三六三・一部改正)

(利札が欠けている場合)

第二十一条 日本育英会債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札に

については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、育英会は、これに応じなければならない。

(平一三政二二二・追加)

附 則 抄

(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行し、第二条から第五条まで及び次条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 第二条第一項の表の上欄に掲げる学校等以外の学校等で法の施行の際現に日本育英会から学資の貸与を受けている者が教育を受けているものにおいて教育を受ける者に対する第一種学資金の月額については、当分の間、大学に在学する者に対する月額の例による。

第三条 法附則第六条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除については、改正前の日本育英会法施行令第十八条第三項第一号中「中学部ヲ含ム以下同ジ）」とあるのは「中学部ヲ含ム以下同ジ) 若ハ中等教育学校ノ前期課程」と、同項第二号及び同令第十九条第三項第二号中「高等学校」とあるのは「高等学校(中等教育学校ノ後期課程ヲ含ム)」と、同令第十八条第三項第九号中「所長、」とあるのは「所長(独立行政法人航海訓練所ノ理事長ヲ含ム)ノ職又ハ航海訓練所ノ」と、「又ハ講師ノ職」とあるのは「若ハ講師ノ職(此等ノ職ニ相当スル独立行政法人航海訓練所ニ於ケル職ヲ含ム)」と、同令第十九条第三項第一号中「中学校」とあるのは「中学校(中等教育学校ノ前期課程ヲ含ム)」とする。

(平一〇政三五一・追加、平一二政三三三・一部改正)

第四条 改正前の日本育英会法施行令第十九条第三項第七号の規定により文部大臣が指定した試験所、研究所又は文教施設は、改正後の日本育英会法施行令第九条第二項第六号の規定により文部大臣が指定した試験所、研究所又は文教施設とみなす。

(平九政二九一・平一〇政一一五・一部改正、平一〇政三五一・旧第三条繰下)

(第二種学資金の利率の特例)

第五条 平成十五年度以後に貸与する第二種学資金に係る第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「年三パーセント」とあるのは「年三パーセント(法第三十二条第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本育英会債券の利率を文部科学省令で定める方法により加重平均した利率が年三パーセント未満の場合にあつては、当該利率)」と、同条第二項の表利率の欄中「3」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率(パーセント)に相当する数」と、同表備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」と、同条

第三項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同項の備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率」とする。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により読み替えられた第三条第一項に規定する文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（平九政九五・全改、平一〇政三五・旧第四条繰下、平一一政一三一・平一三政一二一・平一四政二四九・平一五政一一二・一部改正）

（教育又は研究の職の特例）

第六条 第九条第二項第五号中「又は高等学校に準ずる教科を授ける者の職」とあるのは、当分の間、「若しくは高等学校に準ずる教科を授ける者の職又は児童自立支援施設において小学校若しくは中学校に準ずる教科を授ける児童自立支援専門員若しくは児童生活支援員の職」とする。

（平九政二九一・追加、平一〇政二四・平一〇政一一五・一部改正、平一〇政三五・旧第五条繰下）

附 則 （昭和六二年三月二五日政令第五九号）

- 1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前の日本育英会との貸与契約（この政令の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者に係るものを除く。）による学資の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）で施行日以後の日本育英会との貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る学資の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の日本育英会との貸与契約による学資金の返還については、なお従前の例による。この場合において、改正前の日本育英会法施行令第九条第二項第一号中「中学部を含む。以下同じ。）」とあるのは「中学部を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校の前期課程」と、同項第二号及び同令第十一条第二項第二号中「高等学校」とあるのは「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」と、同令第九条第二項第九号中「所長、」とあるのは「所長（独立行政法人航海訓練所の理事長を含む。）の職又は航海訓練所の」と、「又は講師の職」とあるのは「若しくは講師の職（これらの職に相当する独立行政法人航海訓練所における職を含む。）」と、同令第十一条第二項第一号中「中学校」とあるのは「中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）」とする。

（平一〇政三五・平一二政三三三・一部改正）

- 5 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は大学院に在学する者で施行日以後

の日本育英会との貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る学資金の返還については、なお従前の例による。この場合において、改正前の日本育英会法施行令第九条第二項第一号中「中学部を含む。以下同じ。）」とあるのは「中学部を含む。以下同じ。）」若しくは中等教育学校の前期課程」と、同項第二号及び同令第十一条第二項第二号中「高等学校」とあるのは「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」と、同令第九条第二項第九号中「所長、」とあるのは「所長（独立行政法人航海訓練所の理事長を含む。）」の職又は航海訓練所の」と、「又は講師の職」とあるのは「若しくは講師の職（これらの職に相当する独立行政法人航海訓練所における職を含む。）」と、同令第十一条第二項第一号中「中学校」とあるのは「中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）」とする。

（平一〇政三五一・平一二政三三三・一部改正）

附 則 （平成元年三月二七日政令第七〇号）

- 1 この政令は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前の日本育英会との貸与契約（この政令の施行の際現に大学院において第一種学資金の貸与を受けている者に係るものを除く。）による学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）で施行日以後の日本育英会との貸与契約により学資金の貸与を受けようとするものに係る学資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則 （平成三年三月三〇日政令第九三号）

- 1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前の日本育英会との貸与契約（この政令の施行の際現に大学院において第一種学資金の貸与を受けている者に係るものを除く。）による学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による学資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則 （平成四年三月二七日政令第七〇号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成三年四月一日前の日本育英会との貸与契約（博士課程のうち修士課程に相当すると認められるもの（以下「修士相当課程」という。）を含むもの（以下「一貫制博士課程」という。）の修士相当課程に在学し、引き続き当該一貫制博士課程に在学する者については、平成元年四月一日前の日本育英会との貸与契約）による第



一種学資金の貸与については、なお従前の例による。

- 3 平成三年四月一日前から引き続き博士課程（一貫制博士課程及び修士課程として取り扱われる課程を除く。）に在学する者に係る同日以後の日本育英会との貸与契約及び平成元年四月一日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則 （平成五年三月二六日政令第六八号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前の日本育英会との貸与契約（一貫制博士課程（前期二年及び後期三年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。）における第一種学資金の貸与及び平成三年四月一日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種学資金の貸与及び平成三年四月一日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、なお従前の例による。

7 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則 （平成六年七月一日政令第二一九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の日本育英会法施行令の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則 （平成七年三月三十一日政令第一六七号）

（施行期日）

1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前の日本育英会との貸与契約（一貫制博士課程（前期二年及び後期三年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。附則第七項において同じ。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。

4 施行日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。）における第一種学資金の貸与及び平成五年四月一日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。

5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種学資金の貸与及び平成五年四月一日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。

6 施行日前の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、なお従前の例による。

7 施行日前から引き続き大学、大学院の修士課程又は一貫制博士課程前期相当部分に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則 （平成八年六月一二日政令第一七四号）

この政令は、平成八年七月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月二八日政令第九五号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前の日本育英会との貸与契約（一貫制博士課程（前期二年及び後期三年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。附則第七項において同じ。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。）における第一種学資金の貸与及び平成七年四月一日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種学資金の貸与及び平成七年四月一日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、改正後の附則第四条の規定を除き、なお従前の例による。
- 7 施行日前から引き続き大学、大学院の修士課程若しくは一貫制博士課程前期相当部分又は専修学校の専門課程に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、改正後の附則第四条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則 （平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。  
附 則 （平成一一年三月三十一日政令第一三一号）  
（施行期日）
- 1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前の日本育英会との貸与契約（一貫制博士課程（前期二年及び後期三年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。）における第一種学資金の貸与及び平成九年四月一日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種学資金の貸与及び平成九年四月一日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、なお従前の例による。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇八号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年三月三〇日政令第一二一号）

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前の日本育英会との貸与契約（一貫制博士課程（前期二年及び後期三年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校

及び養護学校の高等部を含む。) 、大学、大学院の修士課程(課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程(以下「前期博士課程」という。)を含む。)若しくは博士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。) 、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者(大学において通信による教育を受ける者を除く。)に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。

- 4 施行日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分(一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。)における第一種学資金の貸与及び平成十一年四月一日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分(一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。)における第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種学資金の貸与及び平成十一年四月一日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、なお従前の例による。この場合において、改正前の附則第五条中「資金運用部」とあるのは、「財政融資資金」とする。
- 7 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第二種学資金の貸与については、なお従前の例による。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附 則 (平成一三年六月二九日政令第二二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日政令第三六三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二六日政令第七四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日政令第一一二号)  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前の日本育英会との貸与契約(一貫制博士課程(前期二年及び後期三年の課程の区分(以下単に「課程の区分」という。))を設けない博士課程をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)による

第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。

- 2 施行日前から引き続き大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の専門課程（日本育英会法施行令第二条第一項の表備考第六号に規定する専門課程に限る。）に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程に係る第一種学資金の貸与については、平成十三年度以後に一貫制博士課程に入学した者の施行日前の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種学資金の貸与を除き、なお従前の例による。
- 4 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の日本育英会との貸与契約による第一種学資金の貸与については、平成十三年度以後に一貫制博士課程に入学した者の施行日以後の日本育英会との貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種学資金の貸与を除き、なお従前の例による。

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（抄）

（平成十六年一月七日）

（政令第二号）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（業務の特例に関する経過措置）

第十一条 法附則第十四条第一項の規定により機構が行う業務については、旧育英会法施行令（附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令（昭和五十九年政令第二百五十三号）をいう。以下同じ。）第二条第一項（高等学校及び専修学校の高等課程に係る部分に限る。）、第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条の規定は、附則第十三条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法施行令第二条第一項の表中「国立及び公立の高等学校」とあるのは「地方公共団体及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する高等学校」と、「国立及び公立の専修学校」とあるのは「国、地方公共団体及び国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する専修学校」と、旧育英会法施行令第六条第三項及び第八条第三項中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

（日本育英会法施行令の廃止）

第十三条 日本育英会法施行令は、廃止する。

(日本育英会債券原簿等に係る経過措置)

第十五条 育英会が旧育英会法第三十二条第一項の規定により発行した日本育英会債券に係る日本育英会債券原簿及び利札の取扱いについては、附則第十三条の規定の施行後においても、旧育英会法施行令第二十条及び第二十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法施行令第二十条第一項中「育英会は、主たる事務所に」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定による解散前の日本育英会が作成した日本育英会債券原簿に係る日本育英会債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所にその」と、同条第二項第三号中「第十五条第三項第一号」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構法施行令附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令第十五条第三項第一号」と、旧育英会法施行令第二十一条第二項中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。